

# 米乱用防ぐ厳格チエツク

タレント パトリック・ハーランさん(46)



Patrick Harlan 米・コロラド州出身。ハーバード大比較宗教学部卒。お笑いコンビ「パッケンマッケン」のパッケンとして活動。

テロ対策と言えば、多少の無理も通る。日本にもアメリカにも共通している点です。

アメリカの共謀罪(コンスピラシー)は連邦法に規定され、社会に定着しています。特に麻薬の密売や、使い捨て携帯電話を使った詐欺グループの検挙などに使われることが多い。犯罪を計画段階で取り締まる国は他にもたくさんあります。僕は「共謀罪」法が日本

にあってもいいと思っております。テロ対策は大事だし、国際組織犯罪防止条約を締結し、人身売買やマネーロンダリングの摘発を強化するべきです。

ただ、「共謀罪」法を成立させた政権のやり方は姑息。法律の必要性を正面から訴えず、テロへの不安を利用して強引に通した。選挙では語らず、国会審議も尽くさなかった。日本には「共謀罪」法と似ているとされる治安維持法が悪用された歴史があり国民が警戒するのもよく理解できます。アメリカでは2001年の同時多発テロ後、「パトリック・アクト(愛国者法)」

などができました。テロ防止を目的に、捜査当局が通話やメールの内容を確認できるようになった。当時は「テロ対策のためなら」と国民も納得したが、その後、比較的軽微な犯罪捜査にも使われた。テロを理由にすれば何でも許される傾向は現代社会の弱点と言えます。「共謀罪」法が乱用されないためには、どうすればいいか。アメリカでは通信を監視するには厳格な令状が必要です。日本でも第三者機関によるチエックなど捜査当局の身勝手な許さない仕組みを整えた方がいい。

オット・アクト(愛国者法)などができました。テロ防止を目的に、捜査当局が通話やメールの内容を確認できるようになった。当時は「テロ対策のためなら」と国民も納得したが、その後、比較的軽微な犯罪捜査にも使われた。テロを理由にすれば何でも許される傾向は現代社会の弱点と言えます。「共謀罪」法が乱用されないためには、どうすればいいか。アメリカでは通信を監視するには厳格な令状が必要です。日本でも第三者機関によるチエックなど捜査当局の身勝手な許さない仕組みを整えた方がいい。

アメリカの陪審員は不適切な捜査だと判断すればすぐ無罪判決を出します。例えば、使い捨て携帯電話を購入した事実があっても、詐欺目的かどうかの立証は難しい。日本でも裁判の役割は大きくなるでしょう。

「共謀罪」法についての僕の主張は、みなさんの意見と違つかもしれない。でも、自分と異なる考えに触れることは大事です。「共謀罪」法は、世論の賛否が二分したまま施行されました。これからの議論を積み重ねながら、よりよい仕組みに改めていく必要があると思えます。(聞き手・岩崎生之助)

実行前の犯罪を処罰できる「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が11日、施行された。乱用を防ぐ仕組みや基準を求める声がある。

## 「共謀罪」

施行に思う

何が処罰されるのかが不明確。疑問はいつさい解消されていません。

政府は、適用対象は「組織的犯罪集団」であり限定をかけたと言いますが、一般人が含まれるかどうかをめぐる、国会での説明は二転三転しました。犯罪の構成要件である「準備行為」も、「花見か下見かをどう区別するのか」と議論になりましたが、日常の行為と

の区別は難しい。ひとえに捜査当局が怪しいと見なすかどうか、そのさじ加減にかかっていると、恣意的な運用が懸念されます。

また、犯罪の実行行為がおきて捜査が始まるという原則が、根本から変わります。事前の任意捜査の範囲が際限なく広がります。今でさえ警察が、犯罪の疑いのある人物の自動車にGPS端末を勝手に装着して行動を監視したことが明るみに出ました。証拠を集めるために、盗撮や盗聴など日常的な監視は不可避です。警察は「共謀罪」という大

きな、危うい武器を手にしたわけでは、警察内部でチエックが働く仕組み作りがより重要になってきます。監視の方法や捜査対象の選定が恣意的にならないよう、内部基準を作っていた方がいいと考えています。

裁判官も重大な責任を背負うことになりました。警察から令状請求があった段階で、厳しい目で審査することが求められます。少しでも疑問があれば、警察に問いたたす勇氣と矜持が求められています。準抗告(不服申し立て)での裁判官の役割も重要で

す。逮捕された容疑者の勾留について、弁護側が申し立てる準抗告を形式的に退けるのではなく、容疑者の抱える事情に丁寧に耳を傾けるのです。威力業務妨害罪などに問われた沖縄県の基地反対リーダーについて、裁判所は準抗告を繰り返して却下し、約5カ月の長期勾留を認めることになりました。こうした姿勢は改めるべきです。犯罪の対象などを厳格化し、乱用を防ぐ基準をいかに構築するか。これからの実務家や研究者の英知が問われています。(聞き手 編集委員・豊秀一)



みずの・ともゆき 法政大法科大学院教授で、刑事法が専門。1988年、裁判官に任官。大阪地裁、東京地裁、千葉地裁などで主に刑事裁判を担当。2012年に退官し、現職。

元裁判官 水野智幸さん(55)

# 令状審査 裁判官は矜持を

警察は「共謀罪」という大

での裁判官の役割も重要で

す。(聞き手 編集委員・豊秀一)

7/12(期)